

喜多方市DX推進協議会条例（令和5年6月16日条例第18号）

最終改正:

改正内容:令和5年6月16日条例第18号

○喜多方市DX推進協議会条例

令和5年6月16日条例第18号

喜多方市DX推進協議会条例

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、喜多方市DX推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。
（所掌事務）

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1）本市におけるデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）の推進に関する計画の策定又は変更に関すること。
- （2）DXの推進に関する計画の実施状況の検証を行うこと。
- （3）その他DXの推進に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員16人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）関係団体に属する者
- （3）関係行政機関の職員
- （4）その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第1項第2号及び第3号に掲げる者のうちから委嘱された委員は、これらの者でなくなったときは、その職を失うものとする。

（会長）

第5条 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された協議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、審議のため必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、企画政策部において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

（会議の招集の特例）

2 この条例の施行後最初に開催される協議会の会議は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

（喜多方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 喜多方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年喜多方市条例第37号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）
